

議案第26号

みやき町市町村設置型浄化槽整備減債基金条例の制定について

みやき町市町村設置型浄化槽整備減債基金条例を次のように定めるものとする。

平成29年 6月 5日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、みやき町市町村設置型浄化槽整備事業の県交付金を積み立て、下水道債の償還財源とするために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき条例を定める必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町市町村設置型浄化槽整備減債基金条例

(設置)

第1条 市町村設置型浄化槽整備事業の下水道債の適正な管理を行い、もって、財政の健全な運営に資するため、みやき町市町村設置型浄化槽整備減債基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、次の収入をもって積み立てるものとする。

(1)市町村設置型浄化槽整備事業の県交付金に措置された額

(2)予算で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は、みやき町下水道事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 町長は、市町村設置型浄化槽整備事業の下水道債の償還時に基金を取り崩し、当該償還財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(目的外の取崩し)

第7条 町長は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。